

緊急事態宣言発令に伴う町施設の対応状況について（令和3年1月8日現在）

緊急事態宣言発令に伴う町施設の対応状況は下記のとおりとなります。

なお、屋内施設につきましては、定員の半分の人数での貸出となります。

詳しくは、下記連絡先までお問合せください。

記

施設名	対応状況	担当課	連絡先
旧長南小学校屋内運動場	20時以降貸出中止	財政課	0475-46-2112
旧長南小学校屋外運動場	通常通り貸出		
子育て交流館	通常通り貸出	福祉課	0475-46-2116
老人いこいの家	20時以降貸出中止		
農村環境改善センター	17時以降貸出中止	産業振興課	0475-46-3397
笠森霊園	通常通り貸出。ただし、施設内での食事はできません。	笠森霊園管理事務所	0475-46-2115
中央公民館	17時以降貸出中止	生涯学習課	0475-46-1194
郷土資料館	通常通り		
体育館	17時以降貸出中止	海洋センター	0475-46-2860
野球場	通常通り貸出		
ゲートボール場			
テニス場			
陸上競技場			